

## 新潟市工事成績評定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市請負工事の監督及び検査要綱第12条に規定する成績評定(以下「評定」という。)の実施に関し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象は、1件の当初設計金額が500万円以上のものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、当該工事の監督を行う者(以下「監督員」という。)、総括する者(以下「担当係長等」という。)及び検査を行う者(以下「検査員」という。)とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態で行うものとする。

3 評定は、次の各号による書類の作成を通じて行うものとする。

(1) 工事成績採点表及び細目別評定点採点表

(2) 考査項目別運用表

別紙-1 (監督員)、別紙-2 (担当係長等)、別紙-3 (検査員)

(3) 採点において考慮するもの

別紙-4 評定・評価にあたっての留意事項(土木に限る)

別紙-5 「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-6 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(土木)

創意工夫・社会性等に関する実施状況(建築等)

4 受注者は、前項第3号の別紙-6を提出できるものとし、評定者は、この提出があった場合、評定に適切に反映させるものとする。

(評定の時期)

第5条 検査員は、しゅん工検査を実施後速やかに、担当係長等及び監督員は、工事完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の報告)

第6条 検査員は、第4条第3項の各号の規定により作成した書類を添え、検査担当課長に報告する。

(評定結果の通知)

第7条 検査担当課長は、前条の報告を受けたときは、工事成績評定通知書により評定結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の修正)

第8条 検査担当課長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めた場合は、これを修正しなければならない。

2 検査担当課長は、前項の修正を行ったときは、その評定結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 検査担当課長は、第7条で規定する工事成績評定通知書による評定結果をしゅん工検査実施日の翌月末までに市のホームページに掲載し公表するものとする。

2 成績評定結果表は、掲載した年度と翌年度において公表するものとする。

(評定結果の説明請求)

第10条 受注者は、評定結果の通知を受けた日から14日以内（14日目が休日にあたる場合は翌日とする。）に説明請求書（別記様式第1号）により、検査担当課長に対して説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答等)

第11条 検査担当課長は、前条による説明を求められたときは、書面により回答するも

のとする。

- 2 検査担当課長は、前項の回答にあたり、新潟市工事等成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を求めることができるものとし、この評価委員会の運営は別に定める。

（評定結果の再説明請求）

- 第12条 前条の回答を受けた受注者は、第10条の規定と同様に再説明を求めることができる。

（再説明請求に対する回答等）

- 第13条 検査担当課長は、前条による再説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

- 2 検査担当課長は、前項の回答にあたり、評価委員会の審議を経なければならない。

（その他）

- 第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。

（新潟市工事成績調書評点要領の廃止）

- 3 新潟市工事成績調書評点要領は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成17年3月21日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に契約する  
工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に工事履行届が提出された工事から適用  
し、工事成績採点表中「検査職員（中間等）」欄の成績評定は、当分の間これを実施し  
ないものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年7月15日から施行する。

別記様式第1号（第10条又は第12条関係）

年 月 日

新潟市検査担当課長 様

評定結果に係る説明請求書（再説明請求書）

住 所

会社名

代表者

新潟市工事成績評定実施要領の規定により、評定結果について説明を求めます。

工事番号	
工事名	
工期	
しゅん工検査年月日	
評定点	
備 考	